破産手続廃止

平成２０年（フ）第７８９号
岩手県久慈市長内町第36地割６番地14
破産者　新栄産業株式会社
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第８０２号
最後の住所茨城県桜川市加茂部１番地
破産者　亡本多旭相続財産
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第３９３号
千葉県八千代市村上4495番地12
破産者　シティハウス株式会社
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２０年（フ）第３９４号
千葉県八街市朝日52番地１
破産者　舘野　祐司
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２０年（フ）第３９６号
千葉県八千代市村上4495番地12
破産者　センチュリー建設株式会社
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第７０号
千葉県富里市新中沢486番地14
破産者　有限会社京葉通信
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第７１号
千葉県富里市新中沢486番地14
破産者　佐々木知章
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１８号
千葉県袖ケ浦市蔵波台７丁目12番地13　シャトーくらなみ101号
破産者　藤本　　伸
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第５５号
千葉県君津市久保２丁目２番３号
破産者　有限会社杉浦書房
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第５６号
千葉県君津市外箕輪１丁目12番10―208号
破産者　杉浦　久子
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２０年（フ）第１７０６７号
東京都北区西ケ原４丁目47―２―102、開始決定時の住所埼玉県越谷市千間台西３丁目15―４―102
破産者　順生会病院こと　能美　明夫
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１９９号
神奈川県高座郡寒川町大蔵880番地
破産者　有限会社露木造園土木
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２０２号
名古屋市北区三軒町320番地
破産者　有限会社日伸土木
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第７９２８号
大阪市住吉区長居東４丁目６番15―605号
破産者　金森英美子
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０９号
神戸市中央区御幸通４丁目１番15号
破産者　株式会社兵庫クリエイト・システム
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５号
岡山県玉野市胸上717番地の２
破産者　東児建鉄有限会社
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８４号
北海道深川市音江町字広里94番地の７
破産者　有限会社あらい設備
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０６号
横浜市青葉区松風台31番地３
破産者　有限会社木村製作所
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４７号
岐阜市早田本町２丁目74番地１杉原ビル３Ｆ号室
破産者　所　　養典
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１２９号
岐阜県羽島市正木町大浦548番地
破産者　芥子川一二三
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第１８６号
山口県阿武郡阿東町大字地福上1091番地
破産者　株式会社下瀬組
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
沖縄県那覇市港町３丁目６番18号
破産者　株式会社やとや
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部